

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【公開番号】特開2013-147432(P2013-147432A)

【公開日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【年通号数】公開・登録公報2013-041

【出願番号】特願2012-6635(P2012-6635)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/63 (2006.01)

A 6 1 K 8/06 (2006.01)

A 6 1 K 8/55 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/63

A 6 1 K 8/06

A 6 1 K 8/55

A 6 1 Q 19/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月8日(2014.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

近年、保湿効果に優れ、べたつきのないさっぱりした使用感の化粧料が好まれている。液状の乳化化粧料は油性成分を乳化した乳化粒子を含有し、保湿効果や皮膚を柔軟にするエモリエント効果に優れている。しかし、エモリエント効果や保湿効果を期待して配合する油性成分やグリセリンを增量したりするとべたつき感が問題となる。一方、油性成分を減量すると、皮膚の水分蒸散量が増加し、肌荒れが発生したり肌の肌理の粗さが目立つようになる。

このような問題を解決するためいくつかの提案がなされている。

例えば、油性成分やグリセリンを增量せず、代わって皮膚疾患や肌荒れに対して改善・予防効果を有する有効成分や水分保持機能や皮膚バリアー機能を担う表皮内成分を皮膚に補給するという方法である。NMF (Natural Moisturizing Factor) としてのアミノ酸や、角質細胞間脂質としての脂質類、その他ヒアルロン酸などのムコ多糖あるいはこれらの類似物質が、化粧料や皮膚外用剤に配合されている。

また、最近では、皮膚バリアー機能回復促進剤としてフィトステロール(特許文献1:特開2001-002574号公報)、ムコ多糖類(特許文献2:特開2004-83539号公報)、加水分解セリシン(特許文献3:特開2003-76218号公報)、フィトステロールの誘導体(特許文献4:特開2009-221144号公報)、マグネシウム塩とカルシウム塩の併用(特許文献5:特開2000-290135号公報)など多数の方法が提案されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

以下に試験例を示し、本発明を詳細に説明する。

化粧水の調製

表1に示す処方で一次乳化液を調製した。従来品及び本発明に基づく試験品の処方をそれぞれ混合し、85℃に加温し、ホモミキサーで1500 rpm、1分攪拌し、粗乳化した。粗乳化液をマイクロフリイダイザーで室温にて乳化圧力23,000 psi、パス回数2回で高圧乳化した。尚、従来品1はセラミド類を含まない処方、従来品2は出願人の市販製品で使用している化粧料で採用している経表皮水分蒸散抑制成分であるセチルPGヒドロキシエチルパルミタミドを配合した化粧料である。この従来品2に配合したセチルPGヒドロキシエチルパルミタミドは皮膚保湿性の高いセラミド類似物質として公知の成分である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

経表皮水分蒸散量の抑制効果試験

得られた化粧水の保湿効果（経表皮水分蒸散量）を測定した。なお、試験対象とした一次乳化液は、従来品1、従来品2、試験品2～5、試験品8の7サンプルである。

試験は、5名の女性ボランティアを対象に実施した。各人の前腕内側部2.5センチ×2.5センチ部に点眼ビンに入れた試験検体を0.03g滴下し、なじませた後Vapo meter (Delfin社製)を用いて、無塗布時(0min)と塗布90分後(90min)の経表皮水分蒸散量(TEWL)を測定した。測定結果を表2、図1に示す。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図1】

